

土地区画整理事業に係る証明書交付等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が施行する土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）に係る仮換地証明、保留地証明、保留地台帳の閲覧及びその他の証明事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 仮換地証明 区画整理事業における従前地に対する仮換地を指定した符号及び地積の証明をいう。
- (2) 保留地証明 区画整理事業における保留地の仮符号・地積並びに権利者の氏名等の証明をいう。
- (3) 保留地台帳の閲覧 区画整理事業における保留地の仮符号・地積並びに権利者の氏名等の閲覧をいう。
- (4) その他の証明 前各号に掲げる証明以外の区画整理事業に関する事項についての証明をいう。

(仮換地証明)

- 第3条 仮換地証明の申請をしようとする者は、仮換地証明書等交付申請書（様式第1号以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当を認めたときは、仮換地証明書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、建物の表示登記のために仮換地証明を必要とする場合は、重ね図を添付するものとする。
 - 3 前項の仮換地証明書(様式第2号)を交付する場合に係る決裁については、仮換地証明書(決裁用)(様式第2号の1)により行うものとする。

(保留地証明)

- 第4条 保留地証明の申請をしようとする者は、保留地証明願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、保留地証明書（様式第4号）を交付するものとする。この場合において、建物の表示登記のために保留地証明書を使用する場合は、重ね図を添付するものとする。

(保留地台帳の閲覧)

第5条 保留地台帳の閲覧は、公共機関が公共の用に供すると認められる場合のみ認めるものとする。

(その他の証明)

第6条 その他の証明の申請をしようとする者は、書面をもって市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、証明することが適切と認めるときは、当該申請事項に係る証明を申請者に交付するものとする。

(手数料の徴収)

第7条 証明交付に係る手数料は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第227条の規定により、千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15条）に定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際、土地区画整理事業に係る証明書交付事務取扱要領の規定により作成されている様式で、現に存するものは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

(様式第1号)

仮換地証明書等交付申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者住所 _____

氏名 _____

証明の種類

- 仮換地証明
 仮換地証明(建物の表示登記用)
 その他
()

使用目的

- 官公署提出
 金融機関提出
 その他
()

申請地番

千葉市 _____ 区
_____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____

仮換地

地区名 _____ 地区
仮符号 _____ 街区 _____ 画地

必要な部数 _____ 通

手数料 _____ 円

受付印

(様式第2号)

仮換地証明書

従前の土地						仮換地					摘要
町丁目	地番	地目	登記地積 m ²	符号	借地等地積 m ²	街区 番号	符号	地積 m ²	符号	借地等地積 m ²	
備考											

上記のとおり証明する。

(証)第 号

年 月 日

千葉都市計画

施行者 千葉市

代表者 千葉市長

土地区画整理事業

